

令和6年(ワ)第2915号 移送申立却下決定に対する抗告事件

(原審・さいたま地方裁判所令和6年(モ)第220号、基本事件・同裁判所令和5年(ワ)第2913号)

決 定

神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1-23-102号 レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ

抗告人(基本事件被告) 宮 部 龍 彦
埼玉県熊谷市上中条1382番地1

相手方(基本事件原告) 池 田 三 男
埼玉県熊谷市大字池上字稲荷前165番地2

相手方(基本事件原告) 部落解放同盟埼玉県連合会

同代表者執行委員長 片 岡 明 幸

上記兩名代理人弁護士 山 本 志 都

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

第1 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 基本事件を横浜地方裁判所相模原支部に移送する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、抗告人が、民事訴訟法17条に基づき、基本事件を横浜地方裁判所(相模原支部)に移送するとの裁判を求める事案である。

原審が、基本事件を横浜地方裁判所(相模原支部)に移送することについて、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために必要があるとは認められないと判断して、抗告人の移送申立てを却下する旨の決定(原決定)をしたことから、これを不服とする抗告人が本件抗告をした。

2 本件抗告の理由は、別紙即時抗告申立書（写し）記載のとおりであり、抗告人は、①基本事件では、相手方らが口頭弁論期日に多数人を動員し、それに伴い過剰ともいえる警備が行われ、裁判の平穩が害されているにもかかわらず、基本事件の裁判所がリモートにより口頭弁論を行うことや弁論準備手続に付すなどの措置を取っていないことは不当である、②相手方らの関係者は、基本事件に加え、大阪地方裁判所や新潟地方裁判所でも抗告人に対する訴訟を提起しているから、これらの事件を横浜地方裁判所（相模原支部）に集約した方が訴訟経済の観点で合理的であるなどと主張する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、抗告人の移送申立てを却下すべきものと判断する。その理由は、次項のとおり抗告審における抗告人の補充主張に対する判断を付加するほかは、原決定第2の1及び2(1)～(4)（原決定2頁8行目から3頁14行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 抗告審における抗告人の補充主張に対する判断

(1) 抗告人は、基本事件では、過剰な警備が行われ、裁判の平穩が害されているにもかかわらず、基本事件の裁判所がリモートにより口頭弁論を行うことや弁論準備手続に付すなどの措置を取っていないことは不当である旨主張する。

しかし、口頭弁論における手続をリモート（裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法）により行うか否か（民事訴訟法87条の2第1項）、あるいは、事件を弁論準備手続に付すか否か（同法168条）は、いずれも事件の内容・性質、当事者の意向、当事者・訴訟代理人・関係人の人数等を踏まえて、裁判所がその裁量により選択すべきものであり、抗告人が基本事件における裁判所の手続の選択に不服があるとしても、民事訴訟法17条に規定する移送事由があることにはならない。

したがって、抗告人の上記主張は、採用することができない。

- (2) 抗告人は、相手方らの関係者は、基本事件に加え、大阪地方裁判所や新潟地方裁判所でも抗告人に対する訴訟を提起しているから、これらの事件を横浜地方裁判所（相模原支部）に集約した方が訴訟経済の観点で合理的であると主張する。

しかし、当事者の一部を共通にする訴訟が各地の裁判所に係属した場合に、当該事件を移送するか否かは、各事件が係属した各裁判所において移送事由の有無を判断すべきものである。抗告人にしてみれば、当事者とされた複数の事件が住所地の最寄りの裁判所に集約された方が便宜であるとしても、そのことから直ちに各事件について民事訴訟法17条に規定する移送事由があるということとはできない。そして、一件記録をみても、本件で、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため、基本事件を横浜地方裁判所（相模原支部）に移送する必要があるとは認められない。

したがって、抗告人の上記主張は、採用することができない。

3 結論

以上によれば、原決定は相当であり、本件抗告は理由がないから棄却することとして、主文のとおり決定する。

令和7年1月24日

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官 萩 本



裁判官 齋 藤



裁判官 福田

